

## 身体拘束適正化のための指針

### 1. 基本的考え方

身体拘束は、利用児の生活の自由を制限する事であり、利用児の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

#### (1) 障害福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用児又は他の利用児などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用児の行動を制限する行為を禁止しています。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用児個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用児本人または他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要であり、その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

### 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束をおこなう場合

本人又は他の利用児の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、人権擁護・虐待防止委員会（以下、虐待防止委員会という）を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

#### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用児主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用児の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用児の個々に応じた丁寧な対応をします
- ④ 利用児の安全を確保する観点から、利用児の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるよ

うな行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止委員会において検討をします。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用児に主体的な生活をしていただける様に努めます。

#### (4) 利用児、家族への説明

利用児の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用児及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

### 3. 身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 虐待防止委員会（身体拘束適正化関係を含む）の設置及び開催

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて虐待防止委員会を設置します。

##### ① 虐待防止委員会の構成員

- ・ 管理者
- ・ 児童発達支援管理責任者

※虐待防止委員会責任者が身体拘束適正化担当者とする。

※必要に応じて専門的な知見のある第三者なども加える場合もある。

##### ② 委員会の検討項目

- ・ 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ・ 身体的拘束を行っている利用児がいる場合3要件の該当状況を具体的に検討し、併せて利用児の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ・ 身体拘束を開始する検討が必要な利用児がいる場合3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ・ 今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合利用児本人、家族、必要に応じて他機関と支援の方法を検討します。
- ・ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ・ 今後の予定（研修・次回委員会）
- ・ 今回の議論のまとめ・共有

- ③ 虐待防止委員会の開催1年に1回以上定期開催します。必要時は随時開催します。

- ④ 記録及び周知、虐待防止委員会議事録を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、法人職員全員に周知徹底します。

### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用児の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します

#### ① 虐待防止委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用児の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます

#### ② 利用児本人や家族に対しての説明

個別支援計画に拘束態様、時間、理由を記載し、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用児本人・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用児の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

#### ③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けて取り組み方法などを記録します。また、当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次点検していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(身体拘束の具体的な内容)

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用児・家族に報告します。

### 5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援について職員研修を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

### 6. 利用児に対する指針の閲覧

この指針は、利用児・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行

い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

本指針は令和5年3月1日より施行する

# 身体拘束に関する同意書

様

- あなたの状態が下記の①②③を満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ①当事業所利用児又は他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

<u>個別の状況による 拘束の必要な理由</u>	
<u>身体拘束の方法</u> ・ <u>場所</u> ・ <u>行為(部位・内容)</u>	
<u>拘束の時間帯及び時間</u>	
<u>特記すべき心身の状況</u>	
<u>拘束開始及び解除の予定</u>	

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

一社) Natural 管理者 齋藤 武 印

説明者

印

〈利用者・家族の記入欄〉

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

印

(本人との続柄 )

一社) Natural